

報第2号及び報第3号

控訴の提起について

特に緊急を要したため、平成26年4月8日に次のように控訴を提起したので、報告するとともに、承認を求める。

平成26年4月16日提出

京都市長 門 川 大 作

本市は、次の表の相手方の欄に掲げる紀本電子工業株式会社（以下「相手方紀本」という。）及び東亜ディーケーケー株式会社（以下「相手方東亜」という。）並びに株式会社堀場製作所が、平成17年度から平成19年度までの間に本市が行った大気常時監視自動計測器（大気中の物質を連続的に測定するための自動計測器をいう。）の売買契約に係る一般競争入札において談合を行い、当該入札における落札価額を不当につり上げたとして、相手方紀本に対し16,434,368円、相手方東亜に対し10,684,264円、株式会社堀場製作所に対し8,004,150円の支払を求める訴えを提起した。

京都地方裁判所は、本市の請求の一部を認容し、相手方紀本に対し5,927,525円、相手方東亜に対し2,466,475円、株式会社堀場製作所に対し3,713,100円の支払を命じたが、その余の請求については棄却した。

そこで、本件判決のうち、京都地方裁判所の認容額が相当であるとは認められない相手方紀本及び相手方東亜について、本市の請求を棄却した部分の破棄を求めるとともに、当該認容額に加えて、相手方紀本に対し10,506,843円、相手方東亜に対し8,217,789円の支払を求めるため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである。

議案番号	相 手 方	事 件 の 種 類
2	大阪市天王寺区舟橋町3番1号 紀本電子工業株式会社	損害賠償金の支払 の請求

3	東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号 東亜ディーケーケー株式会社	同 上

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。